

瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

令和7年3月31日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市規則第8号

瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則（昭和39年瀬戸市規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(扶養手当の支給) 第4条 <省略> 2 任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）は、職員から前項の扶養親族届の提出を受けたときは、 <u>その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。</u>	(扶養手当の支給) 第4条 <省略> 2 任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）は、職員から前項の扶養親族届の提出を受けたときは、 <u>当該扶養親族届に記載された扶養親族が条例第11条第2項に定める要件を備えているかどうか又は配偶者のない旨を確かめて認定しなければならない。</u>
3から7まで <省略> (地域手当の支給) 第4条の2 <省略>	3から7まで <省略> (地域手当の支給) 第4条の2 <省略> 2 <u>条例附則第14項第2号から第4号まで、第16項及び第17項に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって地域手当の月額とする。</u>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。